

29日国協第1号

平成30年1月24日

日進市長 萩野 幸三 様

日進市国民健康保険運営協議会

会 長 堀之内 秀紀

日進市国民健康保険税等について（答申）

平成30年1月24日付け29日保第1614-2号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

(1) 日進市国民健康保険税を改定することについて

- ・保険税率及び賦課限度額について
- ・法定外繰入金赤字分について

(2) 保健事業について

2 答申

国民健康保険制度は、平成30年度から愛知県が財政運営の責任主体となり、県内の統一的な運営方針として、愛知県国民健康保険運営方針を策定し、市町村はその運営方針に沿って事業を実施していくという大きな変革の時期を迎えているという現状をふまえて答申します。

(1) 日進市国民健康保険税を改定することについて

- ・平成30年度の国民健康保険税の保険税率を改定することについては、増加する医療費等の自然増に対応するものでありやむを得ないものと認めます。

また、賦課限度額については、地方税法施行令が改正されること及び愛

知県国民健康保険運営方針において国の基準を基本とするよう記載されていることによるもので、高所得者層と中低所得者層の間での保険税負担の公平性の観点から国の基準に連動して改定していくことが適当であると認めます。

- ・法定外繰入金赤字分の削減については、保険税が急激に増加しないよう計画的、段階的に進めてください。

## (2) 保健事業について

- ・保健事業については、被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため積極的に推進し、保険税の増加を抑える努力をしていただきたい。

## (3) その他

- ・低所得者層への負担軽減の配慮については、引き続き行なってください。